

カラキ苗配布申込用紙

大宜味村長 殿

日付：令和 7 年 月 日

申込者住所

電話番号（連絡用）

申込者氏名

私は、令和 7 年度 カラキ苗配布要領に基づき下記の要件をすべて満たしているため配布を希望します。

要件： 下記要件に対して満たしている項目の□に✓を入れてください。

□：①住所を大宜味村に有し、農業所得の申告をしている方。

（新規就農者については青年等就農計画の認定を受けている又は提出した者。）

□：②村内にカラキを栽培する農地を所有又は貸借によって確保している方。

10 本以上を栽培出来る面積が必要です。目安として約 100 m²（約 30 坪）以上

□：③自力でカラキの植え付けが出来る方。

配布後すぐに植え付けが出来るよう植穴や堆肥等の準備が出来る方。

□：④カラキ苗を転売や譲渡をせず、責任をもってカラキの栽培管理が出来る方。

□：⑤植え付け直後及び植え付け後 3 年間は栽培状況の現地確認の協力が出来る方。

添付資料：①農業所得の申告書の写し（税務署又は村財務課から入手可能）

②経営農地筆別票（農業委員会から入手可能）

希望本数 本

（10～50 の範囲で記載して下さい。応募状況で多少の変動がある場合があります）

定植予定農地所在（地番）

定植予定面積 （ m² 又は 坪 ） どちらかに○をして下さい

配布日程

①募集期間：令和 7 年 9 月 1 日（月）～令和 7 年 9 月 26 日（金）まで

②結果通知：令和 7 年 10 月 17 日（金）（予定）

③配布開始：令和 7 年 11 月 4 日（火）以降を予定。

申し込み多数の場合は抽選をする場合もあります。（前回は無し）

令和 7 年度 カラーキ苗配布要領

大宜味村産業振興課

1. 目的

大宜味村では、【カラーキ】を新たな特産品として振興するため平成 28 年度より、カラーキ活用推進プロジェクト事業で育成した苗を、農家に配布し、カラーキを村内の産業として位置づけが出来るよう支援を行うためにカラーキ苗配布要領を策定します。

2. 要件

カラーキ苗の配布を申し込むには下記の要件と全て満たす必要があります。

- ①住所を大宜味村に有し、農業所得の申告をしている方。
(新規就農者については青年等就農計画の認定を受けている又は提出した者。)
- ②村内にカラーキを栽培する農地を所有又は貸借によって確保している方。
10 本以上を栽培出来る面積が必要です。目安として約 100 m² (約 30 坪) 以上
- ③自力でカラーキの植え付けが出来る方。
配布後すぐに植え付けが出来るよう植穴や堆肥等の準備が出来る方。
- ④カラーキ苗を転売や譲渡をせず、責任をもってカラーキの栽培管理が出来る方。
- ⑤植え付け直後及び植え付け後 3 年間は栽培状況の現地確認の協力が出来る方。

3. 申込みから配布までの手続き

募集のための周知については、8月の広報誌、区長会、HP 及び行政無線において広く周知を行います。2週間以上の周知期間を取ったあとに募集期間を4週間設けます。募集期間終了後すみやかに申込者の申込書および植え付け予定農地等を確認します。その後産業振興課長の決済後、結果通知を行います。

今回の配布において苗が残った場合は2回目の募集を行います。

4. 日程

- ①募集期間：令和 7 年 9 月 1 日 (月) ～令和 7 年 9 月 26 日 (金) まで
- ②結果通知：令和 7 年 10 月 17 日 (金) (予定)
- ③配布開始：令和 7 年 11 月 4 日 (火) 以降を予定。

申し込み多数の場合は抽選をする場合もあります。(前回は無し)

5. 添付資料

- ①農業所得の申告書の写し (税務署又は村財務課から入手可能)
- ②経営農地筆別票 (農業委員会から入手可能)

〔お問い合わせ先〕：大宜味村産業振興課 農政係カラーキ担当
連絡先：0980-44-3232